

令 5 廃リ 対策 第 1 4 5 号  
令和 5 年 (2023 年) 5 月 1 5 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う  
各種ガイドラインの取扱いについて

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、本年 5 月 8 日以降、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されたことに合わせて、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 18 条に基づく基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止され、本県においても同様、新型コロナウイルス感染症に係る対処方針（山口県新型コロナウイルス感染症対策本部）及び業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは廃止されたところです。

このため、同日以降は、日常における基本的な感染対策については、県が一律に求めることはなくなり、個人や事業者が自主的に取り組んでいただくことになりました。

また、これを受け、環境省は別添のとおり、同日以降、同省において策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び一般財団法人日本環境衛生センター・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいて策定した「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」について、一律に実践を求めるものではないとするものの、これらのガイドラインの内容は廃棄物処理に係る各主体が感染症対策に取り組む上で有用であるとして、今後も活用することを促しています。

つきましては、これらのガイドラインを引き続き活用しつつ、円滑な廃棄物処理の実施に努めていただきますよう貴会員への周知をお願いいたします。

(参考) 環境省サイト

(廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン)

(廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン)

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

産業廃棄物指導班 橋本

TEL : 083-933-2988

E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp